

深谷市新庁舎建設基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型プロポーザルは、「深谷市新庁舎建設基本計画（平成28年3月策定）」を踏まえ、新庁舎建設基本設計・実施設計業務を委託するに当たり、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 深谷市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 発注者 深谷市
- (3) 業務内容 深谷市新庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計業務
なお、詳細については、特記仕様書による。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成30年3月18日まで
(基本設計：契約締結日から平成29年3月31日まで)
(実施設計：基本設計完了後から平成30年3月18日まで)
- (5) 委託金額 委託金額は、161,735,400円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (6) 建物用途 市役所庁舎（平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示第15号」という。）別添二第四号第2類）
- (7) 所在地 埼玉県深谷市仲町11番1号
- (8) 敷地面積 14,647.36㎡
- (9) 敷地条件
 - ア 用途地域 商業地域
 - イ 容積率 400%
 - ウ 建ぺい率 80%
 - エ 防火指定 準防火地域
※現庁舎を使用しながらの建設となるため、建設期間中の駐車場確保に配慮する。なお、公用車用駐車場については敷地外に確保する予定。
※上記敷地面積は、周辺道路の拡幅に伴い、今後減少する予定。
- (10) 建物規模 14,000㎡程度（計画延床面積）
- (11) 概算事業費 82億8,000万円（消費税及び地方消費税【税率10%】を含む。）
※外構工事費、付帯工事費、設計・工事監理費を含む。なお、建築本体工事費、外構工事費及び付帯工事費には2年後の物価変動分を加味している。
※本庁舎解体費、什器・備品費、ネットワークシステム関係費、移転費等は含まない。
- (12) 計画概要 「新庁舎整備の基本的な考え方」及び「深谷市新庁舎建設基本計画」のとおり。

- (13) 事業計画 設 計：平成 28 年度～平成 29 年度
 建設工事：平成 30 年度～平成 31 年度
 現本庁舎解体・外構工事：平成 32 年度

3 選定方針

(1) 審査方式

受注候補者の選定は、二段階審査方式で行う。

(2) 審査主体

参加申込書等及び技術提案書の審査は、深谷市新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(3) 第一次審査

参加申込書等の内容について書類審査、評価を行い、5 者程度を選定する。

(4) 第二次審査

第一次審査で選定された者から提出された技術提案書の内容について、ヒアリングを実施したうえで評価を行い、受注候補者 1 者及び次席者 1 者を特定する。

なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

(5) その他

審査委員会の委員構成については、本プロポーザル手続きが完了するまで公表しないものとする。

4 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次審査	実施要領等の配布	平成 28 年 4 月 11 日（月）から 平成 28 年 4 月 27 日（水）まで
	参加申込書等に関する質問書受付期間	平成 28 年 4 月 11 日（月）から 平成 28 年 4 月 18 日（月）まで
	質問書に対する回答	平成 28 年 4 月 22 日（金）
	参加申込書等の提出期限	平成 28 年 4 月 27 日（水）
	第一次審査	平成 28 年 5 月 11 日（水）
	選定・非選定通知書の送付	平成 28 年 5 月 12 日（木）
第二次審査	技術提案書に関する質問書受付期間	平成 28 年 5 月 12 日（木）から 平成 28 年 5 月 19 日（木）まで
	質問書に対する回答	平成 28 年 5 月 26 日（木）
	技術提案書の提出期限	平成 28 年 6 月 3 日（金）
	第二次審査	平成 28 年 6 月 15 日（水）
	特定・非特定通知書の送付	平成 28 年 6 月下旬

5 実施要領等の配付

(1) 配付方法

深谷市ホームページからダウンロード
(<http://www.city.fukaya.saitama.jp>)

(2) 配付期間

平成 28 年 4 月 11 日 (月) から平成 28 年 4 月 27 日 (水) まで

6 事務局

深谷市総務部新庁舎建設推進室

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号

TEL : 048-501-2610 (直通) FAX : 048-573-8250

E-mail : c-ken@city.fukaya.saitama.jp

7 参加資格

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

(2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。

ア 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、平成 27・28 年度深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、建築関連コンサルタントの「建築意匠」の業種として登録がある者。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書の提出の日前までにおいて、これと同等の資格を有していると認められた場合は、この限りでない。

イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。

ウ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

エ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

オ 平成 18 年 4 月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、延床面積 6,000 m²以上の同種施設又は類似施設の設計業務 (※) を元請で受託した実績を有すること。

カ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、深谷市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱及び深谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。

キ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

※ 同種施設的设计業務とは、国又は地方公共団体の庁舎の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とし、類似施設的设计業務とは、告示第 15 号別添二の建築物の種類のうち、「四 業務施設」の第 2 類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とする。

8 参加の条件

参加者は本要領「7 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 配置予定技術者の条件

ア 管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、建築設備（電気）担当主任技術者及び建築設備（機械）担当主任技術者は、それぞれ 1 名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。

イ 管理技術者は一級建築士であること。

ウ 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。

エ 配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に、参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

9 参加に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。

- (2) 参加者が提出できる参加申込書等及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (3) 提出された参加申込書及び技術提案書の差し替え、追加及び削除等は一切認めない。

10 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加申込書	様式 1	1 部
イ 技術職員調書	様式 2	10 部 ※様式 2 から 6 を ホチキス等で留 め(左上 1 か所) 提出すること
ウ 業務実績調書	様式 3	
エ 配置予定技術者調書 (管理技術者)	様式 4	
オ 配置予定技術者調書 (主任技術者)	様式 5	
カ 協力事務所調書	様式 6	
添付資料 ・入札参加資格登録書の写し ・保有資格を証するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認で きるものの写し ・各様式備考欄に記載する資料		各 1 部

(2) 提出方法

ア 提出期間

平成 28 年 4 月 11 日 (月) 午前 8 時 30 分から

平成 28 年 4 月 27 日 (水) 午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 提出先

本要領 6 に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(3) 参加申込書等に関する質問の受付及び回答

参加申込書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。
なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

- ア 提出期限
平成 28 年 4 月 18 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）
- イ 提出先
本要領 6 に掲げる事務局
- ウ 提出書式
質問書（様式 7）
- エ 提出方法
電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「深谷市新庁舎建設設計業務
プロポーザル質問書」として、送信すること。
- オ 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、平成 28 年 4 月
22 日（金）午後 5 時 15 分までに、市ホームページに掲載する。

11 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア 技術提案提出書	様式 8	1 部
イ 業務実施方針	様式自由。但し、A3 サイズ横長片面で 1 枚	10 部（企業名無し） 1 部（企業名有り） ※イとウをホチキス等で留め（左上 1 か所）提出すること
ウ テーマ別技術提案書	様式自由。但し、テーマ毎に A3 サイズ横長片面で 1 枚	※カラー印刷とすること
エ 業務参考見積書	様式自由。但し、A4 サイズ	1 部

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案書は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載（文字の大きさは 10.5 ポイント以上）することとし、作成に当たっては、深谷市新庁舎建設基本計画のほか、本市の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮したうえで検討、提案すること。

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

ア【テーマ1】「安全・安心な庁舎について」

安全・安心な防災拠点としての役割を果たせる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

イ【テーマ2】「イニシャル・ランニングコストの低減について」

イニシャルコストの縮減及びランニングコストの低減を図りつつ、環境負荷低減並びに工期短縮にも配慮した建築計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

ウ【テーマ3】「深谷らしい庁舎について」

限られた敷地の中での、地域特性や周辺環境、まちづくりの活性化等に配慮し、市民に親しまれる深谷らしい庁舎実現のための建築計画及び敷地利用計画に関する考え方について提案すること。

エ【テーマ4】「その他独自テーマについて」

上記3つのテーマ以外に、独自提案として、これまでの実績、経験等を踏まえ、本市の新庁舎建設に必要となるテーマに関する考え方について提案すること。

(4) 業務参考見積書

業務参考見積書は、基本設計・実施設計業務の合計額及びその内訳額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(5) 提出方法

ア 提出期間

平成28年5月12日(木)午前8時30分から

平成28年6月3日(金)午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

本要領6に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

平成28年5月19日(木)午後5時15分まで(必着)

イ 提出先

本要領6に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式 7）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「深谷市新庁舎建設設計業務プロポーザル質問書」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、平成 28 年 5 月 26 日（木）午後 5 時 15 分までに、市ホームページに掲載する。

12 審査及び評価

（1）審査委員会の設置

受注候補者の特定にあたっては、別に定める「深谷市新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において審査及び評価を行う。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加申込者又は技術提案者）が 1 者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

（2）第一次審査

ア 審査方法

審査委員会において、参加申込書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を 5 者程度選定する。

イ 実施日

平成 28 年 5 月 11 日（水）

ウ 結果の通知

一次審査で選定された者に対しては、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。

一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面にて郵送で通知する。

（3）第二次審査

ア 審査方法

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価（合議制による採点）を行い、受注候補者 1 者及び次席者 1 者を特定する。

なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

イ 実施日

平成 28 年 6 月 15 日（水）

ウ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は当該業務に対し配置予定となる管理技術者 1 名及び主任技術者 2 名の

計 3 名以内の出席とし、原則として代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル (A1 版) 又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。

なお、追加資料や模型等の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

二次審査で受注候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面にて郵送で通知する。

二次審査の結果、受注候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面にて郵送で通知する。

なお、審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

		評価項目	評価基準の概要	配点
第一次審査	事務所の能力	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種・類似業務実績について評価する。 ※同種業務実績は、市区町村の庁舎実績を高評価とする。	30
		有資格者数		
		同種・類似業務実績		
	配置技術者の能力	配置技術者の保有資格	管理技術者及び各主任担当技術者の保有資格、同種・類似業務実績、経験年数について評価する。 ※同種業務実績は、市区町村の庁舎実績を高評価とする。	70
		配置技術者の同種・類似業務実績		
		経験年数		
第二次審査	業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性等について評価する。	22
	技術提案書	テーマ 1	提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。	68
		テーマ 2		
		テーマ 3		
		テーマ 4		
業務見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	10	

13 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、本要領 12 (3) アにより受注候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

イ 業務の一部再委託は、本要領 8 (2) の条件を満たす範囲で、様式 6 (協力事務所調書) にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

ウ 様式 4 及び 5 (配置予定技術者調書) に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 業務内容及び留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

イ 市では、新庁舎の建設にあたり、オフィス環境調査等業務を別途委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受託者との作業調整及び協議を行いながら、設計業務を実施すること。

また、建設予定地における地質調査 (ボーリング調査等) も今後実施する予定であるため、調査完了後、結果を提供するものとする。

14 参加者の失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要領 2 (5) に示す委託上限額を超えた場合

(5) 本要領 7 に示す参加資格要件を欠くことになった場合

(6) プレゼンテーション・ヒアリング時に、指定された者以外の者が出席した場合

(7) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

15 その他

(1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出資料の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、市は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出資料の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。
- (7) 市は、提出された資料について、深谷市情報公開条例（平成 18 年深谷市条例第 13 号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。
ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。
- (8) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (9) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ア 一方が他方に出資していること。
 - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。